

発議案第 3 号

矢巾町議会基本条例の一部を改正する条例について

矢巾町議会基本条例（平成27年矢巾町条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第 1 号）第14条第 2 項の規定により提出する。

令和 6 年 9 月 3 日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

提出者	矢巾町議会議員	村 松 信 一
賛成者	〃	水 本 淳 一
〃	〃	吉 田 喜 博
〃	〃	小 川 文 子
〃	〃	高 橋 安 子
〃	〃	昆 秀 一
〃	〃	赤 丸 秀 雄

矢巾町議会基本条例の一部を改正する条例

矢巾町議会基本条例（平成27年矢巾町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会図書室) 第27条 議会は、議員の調査研究活動に資するため、議会図書室の充実に努めるとともに、町が設置する <u>公民館図書室</u> との連携を図り、議員のみならず、町民の利用に供するものとする。	(議会図書室) 第27条 議会は、議員の調査研究活動に資するため、議会図書室の充実に努めるとともに、町が設置する <u>矢巾町活動交流センター内の矢巾町図書センター</u> との連携を図り、議員のみならず、町民の利用に供するものとする。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。